

海保病院 訪問リハビリテーション事業

【重要事項説明書】

(令和6年6月1日現在)

1. 海保病院が提供するサービスについての相談窓口

TEL. 043-443-1101(代表) FAX. 043-442-4649(代表)

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	海保病院
開設年月日	平成28年7月1日
所在地	千葉県八街市八街ほ386
電話番号 (FAX)	043-443-1101(代表) (043-442-4649)
管理者名	海保 允
介護保険指定番号	1214510012号

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅を訪問して利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。
運営の方針	理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう支援に努めます。

4. 職員の体制 (主たる職員)

職種	常勤		非常勤		業務内容
	専従	兼任	専従	兼任	
管理者		1			業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
医師		1			利用者及び理学療法士等に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導等を行う。
理学療法士		7			リハビリテーションの計画及び実施、またその指導等を行う。
作業療法士		1			リハビリテーションの計画及び実施、またその指導等を行う。

5. 営業日等

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
通常の事業実施地域	八街市

6. 指定訪問リハビリテーションの内容

1. 実施する指定訪問リハビリテーションは次の通りと致します。
 - ① サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
 - ② 医師及び理学療法士、作業療法士、その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題を把握します。計画作成に当たっては、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、具体的な目標や具体的なサービスを記載します。訪問リハビリテーション計画を作成するに当たっては、居宅サービス計画にそって作成し、利用者、家族に説明したあとで、利用者の同意を得ます。また作成した計画は、利用者に交付します。
 - ③ 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。
 - ④ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
 - ⑤ それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
2. 指定訪問リハビリテーションは医学管理の下で要介護者等に対する心身の回復を図るため、各専門スタッフが共同して、作成した訪問リハビリテーション計画に基づき、下記の目的（1）の練習（2）等を行います。
 - (1) 目的
 - ① 日常生活動作能力の低下防止
 - ② 生活の質（QOL）の向上
 - ③ 寝たきり防止
 - ④ 社会参加への援助
 - ⑤ 身体機能の改善
 - (2) 訓練等
 - ① 運動療法（歩行訓練、基本的動作練習、日常生活動作（ADL）に関する練習等）
 - ② 在宅トレーニング指導（各個人に合わせて自宅で行える運動メニューを立案）

7. 利用料金

【重要事項説明書・別紙1】参照

① 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割・2割または3割が負担金です。保険金の滞納により保険給付金が直接、海保病院に支払われない場合、一ヶ月当りの料金を頂き、海保病院より領収書を発行します。この領収書を後日、該当する市役所の窓口に提出しますと、払い戻しが受けられます。

その他：サービス提供の中で使用した費用（作業材料費、おむつ代等）

② 解約料

いつでも解約することができます。一切料金はかかりません。

③ その他

【支払方法】

料金が発生する場合は、月ごとに清算とし翌月10日前後に前月分の請求を致しますので、請求書受取後、25日までにお支払いください。

お支払い頂きましたと、領収書を発行します。（お支払方法は現金のみでお願い致します）

8. サービスの利用開始

まずは、居宅介護支援事業所にご相談ください。居宅介護支援事業所がおきまりでない方は、海保病院にお電話ください。

居宅介護支援事業所にて1ヶ月のケア計画を作成してもらいます。詳しい打合せは居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）を通して、利用者様とそのご家族と一緒に致します。契約を締結した後、居宅介護支援サービスの提供を開始します。

9. サービスの終了

- ① 利用者様の都合でサービスを終了する場合、お申し出て頂ければいつでも解約ができます。
- ② 当施設（訪問リハビリテーション）の都合でやむを得ない事情でサービスの提供を終了させていただく場合は、他の居宅介護支援事業者情報をご紹介いたします。
- ③ 自動終了の場合

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

◆介護保険施設に入所する場合

◆介護保険給付でサービスを受けていた要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
◆お亡くなりになった場合

④ その他

海保病院は、利用者やその家族等「介護者」が訪問リハビリテーション従業者や介護支援専門員（ケアマネージャー）に対して、契約を継続しがたい程の信頼関係を失った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

10. 緊急時または事故発生時の対応

- ① 居宅介護サービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。(主治医・家族等の連絡先は利用申込書にお書きください。)
- ② 事故発生時の対応
サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、その事故が賠償すべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 秘密保持

当事業所の職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、雇用契約の際に文書にて誓約しております。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によりお受けすることとします。なお、これに係る個人情報の利用目的は【重要事項説明書・別紙2】のとおりです。

12. 資質向上のための研修の機会の確保

職員の資質向上のため、採用後の6ヶ月以内、またその後隨時に研修の機会を確保いたします。

13. 利用にあたっての留意事項

- ① サービス提供上、お客様の現金をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。ただし、事前に本事業所とお客様との支払い方法について、現金による支払い方法を選択した場合については、領収証と引換えに現金をお預かりいたします。
- ② お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。
- ③ お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等が保管されている場所をお聞きすることも一切ございませんのでご了承ください。
- ④ サービス提供の為にお客様の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用はお客様の負担となります。
- ⑤ 訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。
- ⑥ お客様及びそのご家族の個人情報の取り扱いについては、守秘義務の遵守のもと、細心の注意を払います。

14. 禁止事項

- 1) 営利行為
- 2) 宗教の勧誘
- 3) 特定の政治活動

16. その他

当事業及び海保病院の運営する事業に関する相談、要望、苦情等は何なりと担当者までお申し出ください。責任をもって対応させていただきます。

【重要事項説明書・別紙1】

○料金規程

1. 基本料金（厚生労働大臣の定める基準による）

(地域区分〔7級地〕10.17円)

(令和6年6月1日現在)

		備考
訪問リハビリテーション費 1	308 単位／回	1回=20分
介護予防訪問リハビリテーション費 1	298 単位／回	1回=20分
利用開始した日の属する月から 起算して12月を超えた場合 ※要件を満たさない場合	△30 単位／回	介護予防訪問リハビリテーション費のみ 1回=20分

※リハ会議（3月1回）及びLIFEでの報告の実施

2. 加算料金

リハビリテーションマネジメント加算イ	180 単位／月	要介護のみ
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位／日	退院（退所）日又は認定日から3月以内
サービス提供体制強化加算（I）	6 単位／回	
訪問リハビリ事業所の医師が診療を行わない場合の減算	△50 単位／回	

※1回=20分

3. その他の料金

交通費（実施地域外で実施事業所から片道5Km以上1Km毎に）	片道50円／km（税込）
--------------------------------	--------------

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接、海保病院に支払われない場合があります。

その場合は、一旦、一ヶ月当たりの料金を海保病院に頂き、領収書を発行致します。領収書を後日、該当する市役所の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

4. キャンセル料

自己負担分相当額×100%（加算含）	利用日前日17時以降の場合
自己負担分相当額×200%（加算含）	ご自宅にお伺いしキャンセル・不在の場合
自己負担分相当額×50%（加算含）	リハビリ開始後、自己都合や体調不良によりサービスを中止した場合（所定時間未満）

※ただし、利用者の要態の急変などの緊急やむをえない事情がある場合は全体をみて判断し一部負担または請求を免除

○相談・要望・苦情などの窓口

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関する相談、要望、苦情等は訪問リハビリテーション提供責任者か担当支援相談員に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で1階事務所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

下記の相談窓口まで申し出てください。

★サービス相談窓口

◇担当部署 海保病院（訪問リハビリテーション）

代表 TEL. 043-443-1101(代表)

FAX. 043-442-4649(代表)

受付時間 月曜日～金曜日 9：00 から 17：00

また苦情については、下記の行政機関に申し出ることもできます。

八街市役所 市民部高齢者福祉課	所在地／千葉県八街市八街ほ 35 番地 29 電話番号／ 043-443-1491
千葉県国保連合会 介護保険課苦情処理係	所在地／千葉県千葉市稻毛区天台 6 丁目 4 番 3 号 電話番号／ 043-254-7428

○緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡いたします。

＜氏名＞ _____

＜住所＞ _____

＜電話＞ _____

＜続柄＞ _____

居宅サービス事業者

＜事業者名＞ 指定居宅サービス事業者

海保病院 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号：1214510012 号

＜住所＞ 千葉県八街市八街ほ 386

＜管理者名＞ 海保 允

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印

【重要事項説明書・別紙2】

【個人情報の利用目的】

(平成28年7月1日現在)

訪問リハビリテーション事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- Ø 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- Ø 介護保険事務
- Ø 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ◇ 利用予定、績等の管理
 - ◇ 会計・経理
 - ◇ 事故等の報告
 - ◇ 当該利用者の介護・医療サービスの向上〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕
- Ø 事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ◇ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ◇ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ◇ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ◇ 家族等への心身の状況説明
- Ø 介護保険事務のうち
 - ◇ 保険事務の委託
 - ◇ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ◇ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ◇ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- Ø 事業所の管理運営業務のうち
 - ◇ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ◇ 事業所において行われる学生の実習への協力
 - ◇ 事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- Ø 当施設の管理運営業務のうち
 - ◇ 外部監査機関への情報提供